

運動部活動顧問等の部活動指導中における  
暴力・体罰・セクハラ等に対する長崎県中学校体育連盟の対応

長崎県中学校体育連盟

運動部活動顧問等の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）が大きな社会問題となっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会も開催され、これらの根絶に向けた取組も強化されている。しかし、毎年、暴力等の事案が報告されている。

文部科学省・スポーツ庁、（公財）日本スポーツ協会、（公財）高等学校体育連盟等においては、これらの行為に対して厳しく対処している。

令和5年4月1日付（公財）日本中学校体育連盟「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」に準じて、

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学校全体の雰囲気を明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。そこで、各中学校の運動部活動顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止策について継続して検討してきた。

スポーツを文化として大切に、教育者として指導する者には必要ないと信じているが、本連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

記

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

長崎県中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ等（以下「指導者等」という。）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること（懲戒処分とは法に定められている「戒告・減給・停職・免職」）。地域クラブ活動の指導者については、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、長崎県の各競技団体等から処分を受けていない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を長崎県中学校総合体育大会開催基準の「参加資格」の項に記載する。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・「長崎県中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」</li><li>・「<u>地域クラブ活動の指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、長崎県の各競技団体等から処分を受けていない者であることとする。</u>」</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

- （1）暴力等により任命権者又は学校設置者・（公財）日本スポーツ協会・各中央競技団体から懲戒処分等を受けていることが明確になった教職員及び指導者は、本連盟における全ての役職を停止する。  
★後任の補充は、該当郡市町中体連会長と相談し、該当郡市町中体連及び本連盟から選出することを基本とする。
- （2）暴力等により任命権者又は学校設置者等から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員及び指導者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等の登録を禁止する。

4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期 間

- （1）違反行為1回  
校長及び県各競技団体長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部・チームが変更になったりしても継続するものとする。
- （2）違反行為2回目  
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

6 本対応は、平成31年4月1日より施行適用する。

（令和 7 年4月1日地域クラブ活動に関する字句修正）